

松山聖陵高等学校

学校いじめ防止基本方針

2014年5月

(2024年5月改定)

学校いじめ防止基本方針

松山聖陵高等学校

1. 学校いじめ防止基本方針

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険があるものであり、絶対に許されないものである。

本校では、校長、教頭、生徒課長、人権教育課長、教育相談課長、普通科長、工業科長、工業科3科長、学年主任、各コース主任、養護教諭等で構成する「いじめ問題等対策委員会」を設置し、いじめ防止対策推進法（平成25年6月）に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策に関する基本方針を「学校いじめ防止対策基本方針」として定める。

2. いじめとは

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校内外を問わない。

引用：「いじめ問題への文科省の取り組み」（文部科学省 HP いじめの問題に対する施策）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為をおこなった児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

(2) いじめに対する基本的な考え方（いじめの理解）

ア 「いじめは絶対に許されない」「いじめはいかなる場合も加害者が悪い」という認識

イ 「いじめは学校の内外で、どの学校でもどの生徒にも起こり得る」という認識

ウ 「いじめの未然防止、早期発見・解決が重要課題である」という認識

いじめは、すべての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、すべての児童生徒が安心して学校生活を送り、さまざまな活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければならない。

また、すべての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」（仲間はずれ・無視・陰口）は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命または身体に重大な危険を生じさせることになる。

（3）いじめの構造と動機

ア いじめの構造

いじめは、被害者・加害者・傍観者という3者で行われる場合が多い。特に、傍観者が抑止力にも促進力にもなり得るということと、情報提供者（証言者）となり得るということを意識しておく必要がある。

加えて、いじめは、「いじめる生徒」、「いじめられる生徒」という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

イ いじめの動機（東京都立研究所の要約、事例から）

- 愉快犯（遊び感覚で愉快的な気持ちを味わおうとする。「イジリ」はこれに該当。）
- 嫌悪感（特に理由はなく「ウザい」「キモい」といった生理的な感情。）
- 嫉妬心（何らかの妬みから、相手を引きずり下ろそうとする。）
- 支配欲（相手を思い通りに支配しようとする。）
- 同調性（強いものに追従する、マジョリティに属したい。）
- 反発・報復（相手の言動に対して、反発・報復したい。）
- 欲求不満（いろいろなを晴らしたい）

（4）いじめの態様

- 悪口、陰口、誹謗中傷（口頭やメール、LINE、SNS、プロフなど全般）
- 机や椅子、持ち物（文房具、弁当、自転車等）に対して落書きや破壊
- 無視、避ける、仲間外れ
- ぶつかる、小突くなど暴力（挨拶を装ったり、遊びを装うものもある）
- 命令、脅し（金品の要求、嫌がらせ、使い走りなど）
- 性的な辱め、また、その撮影

3 いじめ防止の指導體制と組織対応

生徒の安心と安全を守るために、学校の内外を問わず対応できるように、「いじめ問題等対策委員会」を設置する。委員会は、いじめの予兆や問題発生に対して迅速かつ的確に対応し、いじめの未然防止や早期発見・早期解決に取り組むことを目的とする。

（1）日常の指導體制（未然防止・早期発見）【別紙1】

いじめを未然に防止し、早期に発見するための日常の指導體制を次の通りとする。

（2）緊急時の組織的対応（いじめへの対応）【別紙2】

いじめを認知した場合のいじめの解決に向けた組織的な取組を次の通りとする。

4 いじめの予防

いじめを発生させないための取り組みとして、生徒の自己肯定（有用）感や規範意識を高め、豊かな人間性と社会性を育むことが重要である。

(1) 学業指導の充実

- 規範意識、帰属意識を互いに高める集団作り。
- コミュニケーション能力を育み、自信を持たせられるような授業づくり。

(2) 特別活動、道徳教育の充実

- ホームルームや総探の時間を使って、良好な人間関係の構築を図る。
- 奉仕活動の経験や、ビデオ学習などによる道徳心の涵養。

(3) 教育相談の充実

- 個人面談では、一方的にならず、生徒から情報を聞き出す。
- 定期的な面談以外に、異変に気付いたら面談を行う。

(4) 人権教育の充実

- 道徳教育を重視する。
- 全校朝礼、全校集会、HR、総探などを利用した講話や講演会の実施。

(5) 情報教育の充実

- 教科「情報」におけるモラル教育の徹底。
- ケータイ・スマホの特徴や、可能性・危険性など、総合的に学ぶ。

5 いじめの早期発見

いじめの早期解決のためには、早期発見と迅速な対応が不可欠である。発覚したら、それぞれの場合に応じた対応を行い、文書化する。

(1) いじめの発見

いじめ行為を直接発見した場合には、その行為をすぐに止めさせるとともに、いじめの被害生徒や、通報した生徒の安全を確保する。また、即時に生徒課長に報告し、取り調べ等を行い、事実確認を行う。

いじめには、何らかの予兆や変化が起こる場合が多い。常に生徒の表情や様子を窺い、わずかな変化や異状を見逃さず、声をかける必要がある。違和感を見逃さない鋭い目と、生徒から発せられる何気ないうわさ話や情報提供に敏感な耳と、現場を発見するために死角を渡り歩く足を鍛え、いじめの予防と早期解決に取り組まなければならない。

(2) いじめの被害生徒・加害生徒と、そのサイン

★被害生徒のサイン

場面	サイン
登校時 SHR	○遅刻・欠席が増える（不登校気味、不登校になる） ○体調不良を訴える。（腹痛・頭痛など） ○提出物を忘れる、明確に遅れる。 ○担任が教室に入室後、遅れて入室する。 ○表情が浮かない。
授業中	○保健室・トイレにやたらと行くようになる。 ○教科書やノートを忘れる。（隠されている等の恐れ） ○机周りが散乱している。（ゴミ等を投げられている恐れ） ○座席を変わっている。（変わるよう強要されている恐れ） ○唐突に個人名が出される。（イジられている恐れ）
休み時間等	○昼食の時に一人になろうとする。 ○用のない所にいることが多い。 ○「ふざけている」、「遊んでいる」と言うが、表情が冴えない。
放課後等	○慌てて下校する。 ○用もないのに放課後に学校に残っている。 ○一人で掃除や片付けをさせられている。
持ち物や衣服	○弁当へのいたずらがある。（ゴミや虫を入れられるなど） ○持ち物が壊れている。隠されている。 ○衣服が汚れている。（背中に靴の跡があるなど）

★加害生徒のサイン

サイン
○教室等で、仲間同士で集まり、ひそひそしている。 ○ある生徒（主犯、リーダー格の生徒）にだけ以上に気を遣っている。 ○教員が近づくと不自然に分散する。 ○いじめと思わしき場面で、聞いてもいないのに「遊びよるだけ」、「いじりよるだけ」などの言い訳を始める。

(3) 教室・家庭（寮）でのサイン

★教室

一見、仲がいいように見えても、よく観察すれば違和感がある、といった場合がある。

サイン
<ul style="list-style-type: none">○ 変なあだ名が聞こえる。(動物や身体的特徴を指したものなど)○ 席替えなどで近くなるのを嫌がる。○ ことあるごとに特定の名前が出てくる。○ 何かと押しつけられる。(掃除、片づけ、委員の役割など)○ 消しカスやゴミなどが特定の生徒の周りにたくさん転がっている。

★ 家庭（寮）でのサイン

家庭（寮）などでも多くのサインを発している場合がある。保護者等と密に連絡をとり、学校での様子と照合しながら発見・解決する。

@「サイン
<ul style="list-style-type: none">○ 学校や友人の事を話さない。○ 学校や友人の事を悪く（不平・不満を）言う。○ 朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。○ 部屋から出てこない。○ 体調不良を訴える。(ストレスから腹痛や嘔吐、脱毛等の症状が出る)○ 食欲がない、夜眠れないなどの症状を訴える。○ メールや電話に怯え、応答しようとしない。○ 不審なメールや電話がある。(着信と共に部屋を出るなど)○ 遊ぶ友人が急に変わる。○ 不審な汚れや怪我がある。○ 成績が下がる。○ 家庭の物や金品が無くなる。○ 小遣い以上に金銭を欲しがる。(恐喝などの恐れ)

(4) 相談体制の整備

「いじめ問題等対策委員会」及び、担任による相談窓口の設置と、周知。

(5) アンケート調査の実施

【別紙3～7】

(6) 情報の共有

- 報告・引き継ぎの徹底。
- 職員会議等での情報共有。
- 要配慮生徒の実態把握。
- それぞれを文書化したデータをいじめ問題等対策委員会（委員長）が管理。

6 いじめへの対応

(1) 生徒への対応

ア いじめられている生徒への対応

いじめられている生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている生徒の立場」で、継続的に支援する。

- 不安や心配を取り除き、安心・安全を確保する。
- 心、人間関係のケアを図る。
- いじめの抜本的な解決を目指し、アフターケアも怠らない。

イ いじめた生徒への対応

いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

- いじめの事実を認めさせる。
- いじめの原因の追求と、理解に努める。
- 被害者の気持ちを考えさせ、謝罪の気持ちをもたせる。
- 今後の事を考え、立ち直らせる手助けをする。
- 特別指導を行う。

ウ いじめが起きた集団への対応

いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

- 自分の問題として考えさせる。
- 人間関係のケア。
- 道徳観や倫理観を身に付けさせる。

(2) 保護者への対応

ア 被害生徒の保護者に対して

- じっくり話を聞く。
- 苦痛や心配、不安に対し、精一杯、親身になって理解を示す。
- 親子のコミュニケーションを密にし、情報共有の協力を求める。

イ 加害生徒の保護者に対して

- 事実確認をし、誤解の無いように説明、納得してもらう。

- いじめは誰にも起こりうる事であると説明する。
- 生徒や保護者の心情に配慮する。
- 親子のコミュニケーションを密にし、何かあれば報告してもらおう。
- 立ち直らせる（考えや行動が変わる）ように、学校を挙げて努力する。

ウ 保護者同士が対立する場合など

- 教員が間に入って関係調整が必要な場合がある。
- 和解を急がず、双方の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む。
- 管理職に対応を依頼することが有効である場合もある。

(3) 関係機関との連携

ア 警察との連携

- 心身・財産に重大な被害が疑われる場合。
- 犯罪等の違法行為（暴行・恐喝など）がある場合。

イ 福祉関係との連携

- 家庭の教育に関する指導・助言が必要な場合。
- 家庭での生徒の生活、環境の状況把握などが必要な場合。

ウ 医療機関との連携

- 精神保健に関する相談を必要とする場合。
- 精神症状についての治療、指導・助言を必要とする場合。

7 ネットいじめへの対応

(1) ネットいじめ、様態

ケータイ・スマホ、パソコンなど、ネットワーク機器を悪用したいじめを、総称してネットいじめという。

★様態

- メール・LINE・掲示板など、文字や画像によるいじめ。
- LINE等のグループ機能のあるものでの仲間外し。
- 特定の生徒になりすまし、社会的信用を失墜するような書き込み等を行う。
- 個人情報や拡散する、事実無根の情報を掲載するなど。

(2) ネットいじめの予防

ア 保護者への啓発

- 保護者が責任を持って見守るということ。
- フィルタリングの推奨。

※ フィルタリングには、特定のサイトへのアクセスだけを許可する「ホワイトリスト」と、特定のサイトへのアクセスを禁止する「ブラックリスト」という2つの方式がある。

「ホワイトリスト」は、指定したサイトにしかアクセスできないため、安全性は非常に高いといえる。

「ブラックリスト」は、指定したキーワードに関連するサイトへのアクセスをブロックするが、中には怪しいサイトでもフィルタをくぐり抜けるものも存在するので注意が必要である。

イ 情報教育の充実

- 「教科情報」における情報モラル教育の充実。
- HRや総探の時間を利用したモラル教育。
- 警察や、通信事業者による講演・講話など。

(3) ネットいじめへの対処

ア ネットいじめの把握

- 被害生徒（保護者）からの訴え。
- 閲覧者からの情報。
- ネットパトロール。（委員会が主体で、裏サイトの情報等を閲覧する）

イ 不当な書き込みに対して

1. 状況確認をして、記録・保存する。
- 2-1. 管理者への連絡、削除依頼。
- 2-2. 悪質、事件性のあるもの（爆破、殺害予告など）は警察に連絡。
3. いじめへの対応。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要だと判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者またはいじめ問題等対策委員会判断により、より長期の期間を設定するものとする。

② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめ被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

8 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義

ア いじめにより当該学校に在籍する児童などの生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- 生徒が自殺を企図した場合。
- うつ等の精神性の疾患を発症した場合。
- 身体に重大な障害を負った場合。
- 高額の金品を奪い取られたり、強要されたりした場合。

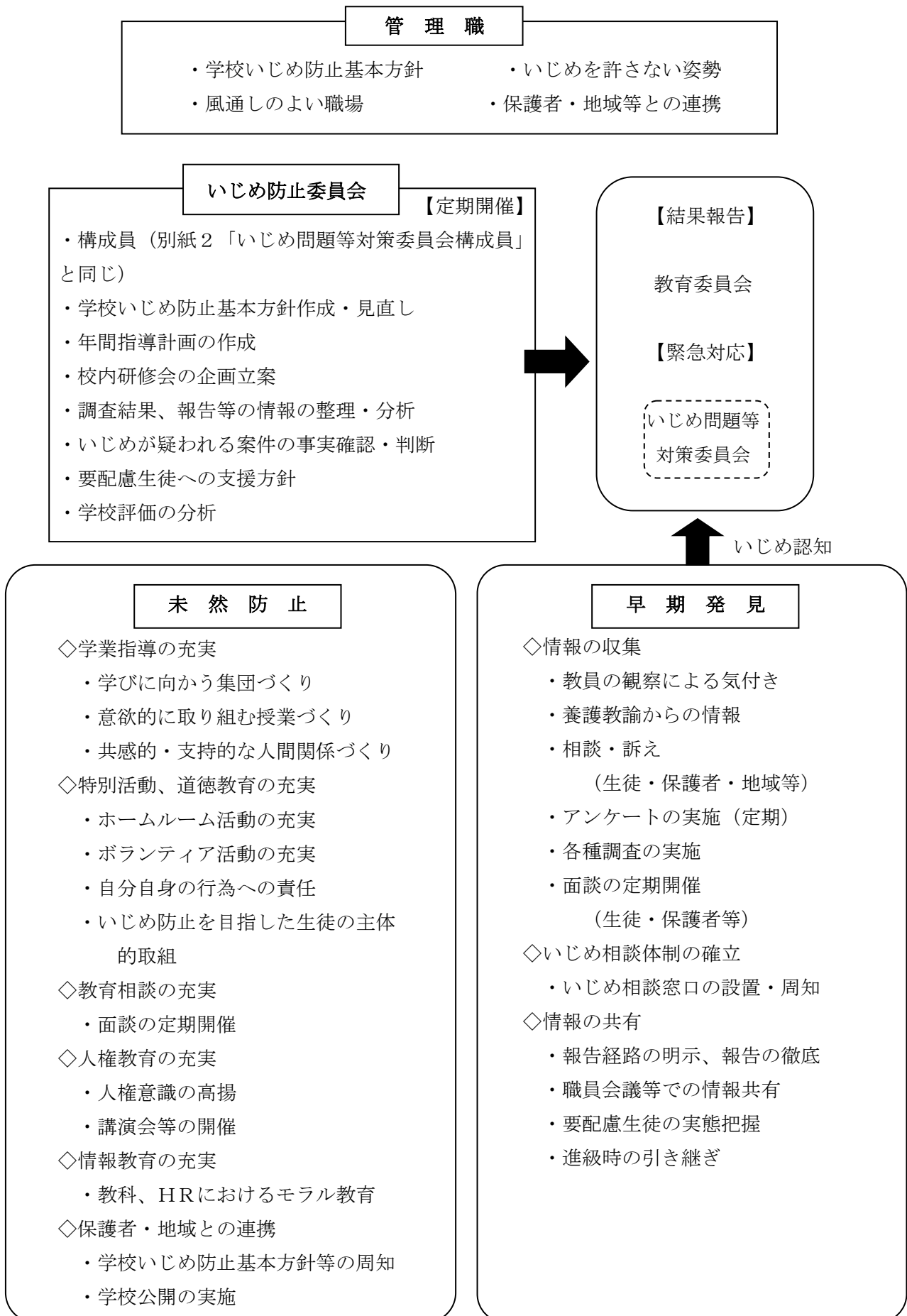
イ いじめにより当該学校在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

- 年間の欠席が30日程度以上の場合。
- 連続した欠席の場合は、状況により判断する。

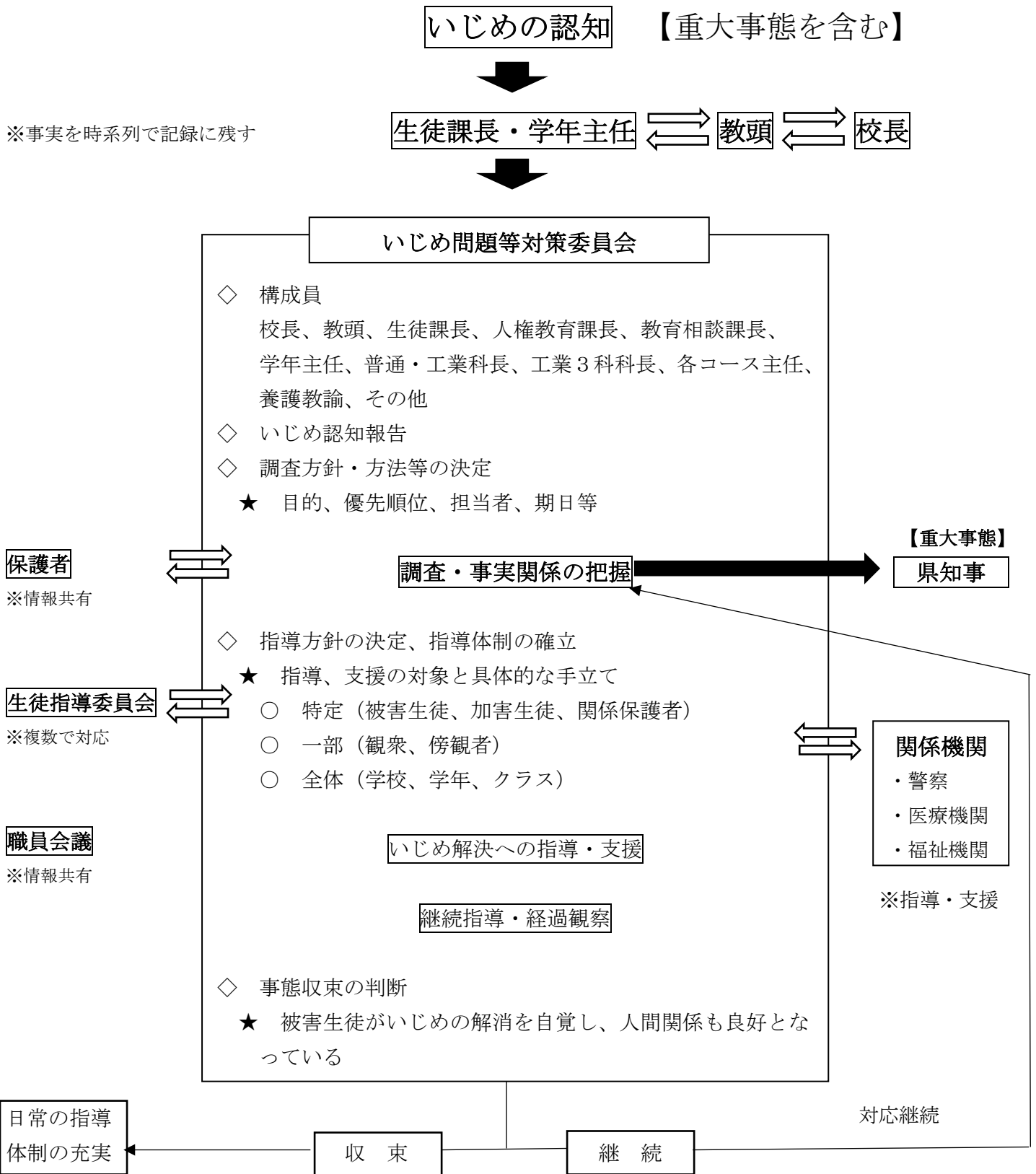
(2) 重大事態維持の報告・調査

学校が重大事態と判断した場合、県知事に報告するとともに、速やかに組織を設け、事実関係を明確にするための調査を実施する。

日常の指導体制（未然防止・早期発見）



緊急時の組織的対応（いじめへの対応）



【別紙 3】

令和○年度第○学期 学校生活アンケート実施上の注意

人権教育課 教育相談課 生徒課

1 実施日・時間 令和○年○月○日 ○限目

2 実施方法

- (1) 正副担任の二人でクラスに行き、実施してください。
- (2) 記入している間はそのことに専念させ、机間巡視を行ってください。
- (3) 悩みを打ち明ける生徒が書きにくい状況にならないように、悩みがない生徒も時間いっぱい使って「質問 8」の自由記述等に取り組みさせてください。
- (4) SHR 終了 1 分前に用紙を裏向きにさせ、正副担任で回収してください。
- (5) 欠席の生徒は、登校後に実施してください。

3 実施後の対処

- (1) 担任の先生は、「いじめについて [はい] に○がついている場合」、「いじめ、セクハラ、DV、体罰等の書き込みがある場合」は、速やかに学年主任の先生にアンケート用紙のコピーを添えて報告してください。それ以外のアンケート用紙は個人面談等で活用してください。
- (2) 学年主任の先生は、「いじめ、セクハラ、DV、体罰等の書き込みがある場合」は教頭先生に報告し、速やかに対処してください。

4 集計

- (1) 担任の先生は、アンケートを集計してデータを入力してください。また、必要に応じて面談を実施してください。
- (2) 学年主任の先生は、担任の先生からの報告をまとめてデータを入力し、いじめられやすい生徒を抽出し、学年会で話し合ってください。

5 情報共有

(1) 配慮すべき生徒及び現在の状況

担任が面談等で把握 → 学年会で協議 → 職員会議で情報共有

(2) アンケート結果

人権教育課長（いじめ）・教育相談課長（悩み）・生徒課長（携帯電話）がそれぞれ集計
→ 職員会議で情報共有

【別紙 5】

悩みに関する設問

3 あなたは現在、どのような悩みを持っていますか。

高校時代は悩みながら成長するものですが、今自分はどのような悩みを抱えているのかを把握して、適切に対処することが大切です。悩んでいることがあれば○印をつけ、悩みを書き出してみよう。

該当項目を○ で囲んでくだ さい。 〔複数可〕	学習・成績	進路	部活動	友人関係	異性関係
	容姿	家庭の問題	経済的問題	いじめ	健康・体調
	心の問題				
	その他 ()				
具体的に悩ん でいる内容を 書いてくださ い。					

4 あなたは悩みを相談する人がいますか。

悩みは、だれかに聞いてもらい、自分を理解してもらっただけで驚くほど苦しさが軽減されます。あなたが相談している、または相談しようと考えている人を選び、○で囲んでください。〔複数回答可〕

高校の先生	小・中時代の先生	父親	母親	祖父母	兄弟姉妹
身近な大人	友人	カウンセラー	医師	その他 ()	
特にいない					

セクハラ・DV・体罰に関する設問

5 あなたは現在、セクハラ・DV・体罰を受けていませんか。

あなたの人権は不当に侵害されていませんか。このような内容は、自分ひとりでは解決できるものではありません。該当項目があれば○印をつけ、具体的な内容を書いてください。ちなみにDVとは、家族や夫婦、恋人など親密な関係の間で起こる肉体的・精神的暴力のことです。

	受けている	具体的な内容 (いつ・だれから・どのように)
セクハラ		
D V		
体 罰		

* 体罰の悩みがあり、このアンケートで答えることが難しい場合は、今週中に悩みの内容を書いた封書を事務室の校納金ポストに入れてください。原則として教頭が開封し、適切に対処します。

【別紙 6】

携帯電話・ネットに関する設問

6 携帯電話の所持状況等について、教えてください。

携帯電話は利便性の高い道具ですが、それゆえに携帯依存症になる若者が増加しています。

①～⑥は「はい」「いいえ」のどちらかに○印をつけ、⑦は該当項目を○で囲んでください。

はい	いいえ	あなたの周りの状況
		① 携帯電話・スマートフォンを持っていますか。 ※「いいえ」の人はここで終了です。
		② 携帯電話を利用する上で、保護者の方との約束事はありますか。 (料金・利用方法など)
		③ フィルタリングをしていますか。
		④ メール等の関係で、常に携帯電話を持っていなければ不安になりますか。
		⑤ メールをすぐに返信しないと、人間関係が不安になりますか。
		⑥ メールのやりとりが家庭学習の効率を下げていると感じることはありますか。
⑦ 初めて携帯電話を所持した時期はいつですか。該当する時期を1つ選び、○で囲んでください。 小学校 中学校入学時 中学校入学後 高校入学時 高校入学後		

7 携帯電話・ネットの利用状況について、教えてください。

ネットを介したトラブルや人権侵害、犯罪は増加し続けています。すべての項目について、

「はい」「いいえ」のどちらかに○印をつけてください。

はい	いいえ	あなたの周りの状況
		① ホームページやブログ、掲示板等を持っていますか。
		② LINEなどのSNSを利用していますか。
		③ LINEなどのSNSを通してトラブルになったことはありますか。
		④ 未成年者が禁止されているサイトにアクセスしたことがありますか。
		⑤ 架空請求等のトラブルにあったことがありますか。
		⑥ 携帯やネット上で、悪口を書かれたり誹謗・中傷をされたりしたことがありますか。
		⑦ 携帯やネット上で、個人情報や写真を無断で流されたことがありますか。
		⑧ 携帯やネット上で、だれかの悪口を書いてしまったことがありますか。
		⑨ 携帯やネット上で、だれかの個人情報や写真を無断で流してしまったことがありますか。
		⑩ 携帯電話で書店に無断で本の内容を撮ってしまったことがありますか。
		⑪ 携帯やネット上で知り合った人と会ったことがありますか。

その他

8 現在の悩みや、がんばっていること、目標などを、自由に書いてください。

時間いっぱい、具体的に記入してください。すばらしい高校生活になることを願っています。

いじめについてのアンケート

※該当する番号に○印をつけてください。(氏名は記入しなくてかまいません。学年・科・組・男女欄は記入してください。)

(1 2 3) 年 () 科 () 組 (男 女) 氏名 ()

この調査は学校生活の中で、皆さんがいじめ等によって苦しむことなく、楽しく充実した生活が送れているかどうかを知るために実施します。あなたがどのように答えても、そのために不利な状況になったり、迷惑をこうむったりすることは絶対にありませんので、安心して正直に答えてください。

《いじめの定義》

児童生徒が、一定の人間関係のあるものから、心理的・物理的に攻撃を受けたことにより精神的な苦痛を感じているもの

1 高校入学後、いじめにあったことがありますか。

a はい b いいえ

2 1で「a と答えた人」のみ答えて下さい。(複数回答可)

(1) いじめの形について該当するものを答えてください。

ア 言葉での脅し イ 冷やかし・からかい ウ 持ち物を隠す エ 仲間外れ オ 集団による無視
カ 暴力を振るわれる キ たかり ク 親切・お節介の押し付け ケ 一方的なメールの送り付け
コ 悪口の吹聴 サ 無言電話 シ ネットへの書き込み
ス その他()

(2) 現在の状況について答えてください。

ア 現在も続いている イ すでに解消している

(3) いじめに対してどういう対処をしましたか。

a 第三者に相談した b 直接該当者と解決を図った c 何もしていない

①「a と答えた人」は相談者を答えてください。

ア 担任 イ 養護教諭 ウ 部活動の顧問 エ その他の教師 オ スクールアドバイザー カ 保護者
キ 兄弟姉妹 ク その他家族 ケ 在学中の友人(先輩・後輩含む) コ その他の友人 サ 相談機関等
(電話相談・病院など) シ その他()

3 いじめの現場を見たり、相談をうけたりしたことはありますか。

a 見たことがある b 相談を受けたことがある c ない

(1)「a と答えた人」はどのような対処をしましたか。

ア 止めた イ 止めようとした ウ 見て見ぬふりをした エ 第三者()に相談した

(2)「b と答えた人」はどのような対処をしたか具体的に答えてください。

4 いじめについてどのような考えを持っていますか、あなたの考えに最も近いものを一つ答えてください。

ア 絶対に許せないなので、止めにはいるなど積極的に行動を起こす。
イ 絶対に許せないことであるが、行動を起こす勇気はない。
ウ いじめられる方にも原因があるので、多少は仕方がないことである。
エ いじめられる方にも原因があるので、仕方がない。
オ 関心がないので何とも思わない。 カ その他()

5 いじめ問題について感じたり、考えたりしていることがあれば、自由に書いてください。(裏面でも使用可)

※いじめ問題等について心配なことがあれば、いつでも身近な人に相談してください。